

くらし

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになります

2月6日(月)から、転出届についてマイナポータルを通じてオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用するかは、転出する際、市役所への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちのかたで、日本国内での引っ越しをするかた

※ご自身単体での引っ越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員のかたの引っ越しでも利用できます。

※マイナポータルを通じて転入届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

問 市民課

説明会

がんばれ東村山(ふるさと納税)寄付お礼の品と納税者登録説明会

市では、「がんばれ東村山(ふるさと納税)寄附」にてご寄附いただいたかたに、市内の事業者から提供いただいた商品やサービスをお礼の品として贈呈しています。

この度、新たにご協力いただける市内事業者を対象とした登録手続きの説明会を開催します。

日 3月1日(水)午前10時～11時30分、午後2時～3時30分 ※どちらも同じ内容です。

場 いきいきプラザ3階「マルチメディアホール」 申 直接、電子申請又はEメールに必要事項を明記し、2月27日(月)までにシテイセールス

課 (citysales@m01.city.higa-shimura.yamaguchi.jp) < ShimuraCitySales@city.higa-shimura.yamaguchi.jp >

国保・年金

令和5年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収

問 国民健康保険課

4年度の保険税を年金から天引きする特別徴収で納付しているかたのうち、5年度中に世帯主が75歳になるかたへ、5年度仮徴収額の停止決定通知書を2月下旬に送付します。

この通知が届いたかたは、5年度の仮徴収はありません。普通徴収(納付書又は口座振替)での納付になります。

通知が届かなかつたかたは、5年2月分と同額を4・6・8月に5年度の保険税として仮徴収します。

後期高齢者医療保険料

4月から新たに保険料の納付が特別徴収となるかたへ、5年度分の仮徴収額の決定通知書を2月下旬に送付します。

4・6・8月に支給される年金から4年度保険料をもとに算出した金額を、5年度分として仮徴収します。

特別徴収から普通徴収へ変更を希望するかた 6月の年金天引き分から変更を希望する場合は、3月10日(金)までに特別徴収中止の申出書を提出してください。

問 保険年金課

高額医療・高額介護合算療養費支給申請書の送付

医療保険と介護保険は、利用負担額が高額にならないように、それぞれ負担限度額が設定されています。

しかし、同じ世帯内で医療保険と介護保険の両方を利用している場合、合算すると高

額になる世帯があります。この負担を軽減するため、高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

同じ医療保険の世帯内(国民健康保険と後期高齢者医療制度は別の医療保険)の加入者が令和3年8月～4年7月に利用した医療保険・介護保険の自己負担の合算が、限度額(左表参照)を超えた場合、その超えた額が支給されます。

なお、限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

国民健康保険は2月下旬から、後期高齢者医療保険は3月中旬から送付する支給申請書に必要事項を明記し、郵送又は直接保険年金課(本庁舎1階)へ

注意 3年8月～4年7月に、

次に該当する変更があったかたには申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

○ 転入・転出をしたかた ○ 他の医療保険から国民健康保険へ移行したかた ○ 他の医療保険から後期高齢者医療制度へ移行したかた

問 保険年金課

国民年金保険料に関するお知らせ

国民年金保険料の変更

令和5年4月から1年間の国民年金保険料の月額が、現在の月額から70円引き下げられ、1万6千500円となります。

※詳細は問い合わせ先へ 前納制度による国民年金保険料の割引

国民年金保険料は、「前納制度」を利用すると割り引きになります。納付書による現金納付や口座振替、クレジットカードによる納付等、納付方法により割引額が異なります。

また、前納期間は6か月、

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額

Table with 4 columns: 所得区分, 限度額, 所得区分, 限度額. Rows include 旧ただし書所得901万円超, 旧ただし書所得600万円超~901万円以下, etc.

※1 旧ただし書き所得とは基礎控除後の総所得金額等のことです。 ※2 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合又は収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含まれます。

令和5年度 国民年金保険料の前納による割引額

Table with 5 columns: 前納期間, 月額, 6か月(割引額), 1年(割引額), 2年(割引額). Rows include 口座振替で前納, 現金・クレジットカードで前納, 毎月現金納付(割り引きなし).

※6年度の保険料を16,980円で算出した割引額です。

スマートフォン体験会の開催

スマートフォンへの不安・疑問を解決する体験会を開催します。スマートフォンを使ってみたいかた、持っているけれど使い方が分からないかたは、ぜひご参加ください。

目 場 下表のとおり

人 都内在住の60歳以上のかた

※応募者多数の場合は抽選、結果は開催日の5日前までに応募者全員に連絡します。

※スマートフォンをお持ちでないかたも参加できます(スマートフォンをお持ちでないかたは、約1か月間のスマートフォン試用に申し込みできます)。

持 スマートフォン(お持ちのかた)

用 各開催日の1週間前までに電話又はファクスに希望の日時・場所、氏名(ふりがな)、電話番号、ファクス(お持ちのかた)、お住まいの市、年代、スマートフォンの有無、スマートフォン試用の希望の有無、体験会当日に補助等が必要なかたはその旨を明記し、東京都・スマートフォン普及啓発事業事務局(☎03-6845-7883平日午前9時～午後5時、FAX03-6684-6327)へ

★東京都が主催する体験会です。市で実施しているスマートフォン無償貸与事業の講習会ではありません。

問 同事務局、市・情報政策課

Table with 4 columns: 日程, 時間, 定員, 場所. Rows include 3月2日(木), 3月3日(金), 3月4日(土), 3月8日(水), 3月9日(木).

※内容は昨年実施した体験会と同じです。

1年、2年から選択でき、期間が長くなるほど割引額が増えます(左上表参照)。 通常、翌月末日となっている口座振替の支払日を当月末日に早める「早割制度」もあります。この制度を利用すると、5年度は毎月の保険料から50円引きになります。

5年4月分の保険料から「前納制度」又は「早割制度」を利用する場合は、2月28日(火)までに金融機関や年金事務所ですべての手続きをしてください。

すでに制度を利用しているかたは再度申し込む必要はありませんが、振替方法等を変更する場合は再度申し込みが必要となります。

問 武蔵野年金事務所(☎0422・56・1411)、市・保険年金課

コラム 消費生活センター

サブスクリプションの契約状況をよく確認しましょう

相談受付 午前9時～正午 午後1時～4時 電話 395-8383(直通)

サブスクリプション(サブスク)とは、定額料金を支払うことで、商品やサービスを一定期間利用できるサービスのことで、お試し期間の無料サービス経過後、有料契約に移行する場合もあり、料金が引き落とされていることに気付かない等の相談が増えています。

事例1 1年前、「動画配信サービス1か月無料トライアル」という広告を見て登録した。視聴しなかったが、最近クレジットカードの利用明細を確認すると、動画配信サービス代として毎月2,100円引き落とされている。解約したいが解約方法が分からない。

事例2 インターネット検索して「初回トライアル700円」という質問サイトに登録して、パソコンの操作方

法を質問した。その後、クレジットカードで5,000円分料金が引き落とされていた。1回限りの質問だと思っていたので返金して欲しい。

アドバイス サブスクリプションは、一度契約すると解約するまで自動継続されて、利用してなくても解約しない限り引き落としが続きます。サブスクリプション契約をする際は、事業者名、サービス内容、解約方法を事業者のホームページからよく確認して申し込むようにしましょう。解約手続きは事業者の定める方法で行う必要があります。解約したつもりでも解約できていない場合がありますので注意しましょう。契約画面や登録した情報をスクリーンショットなどで保存しておく安心です。